

特集 損保協会 ～100年のあゆみ～

保険契約者保護のための

セーフティネットの構築

【第12回】



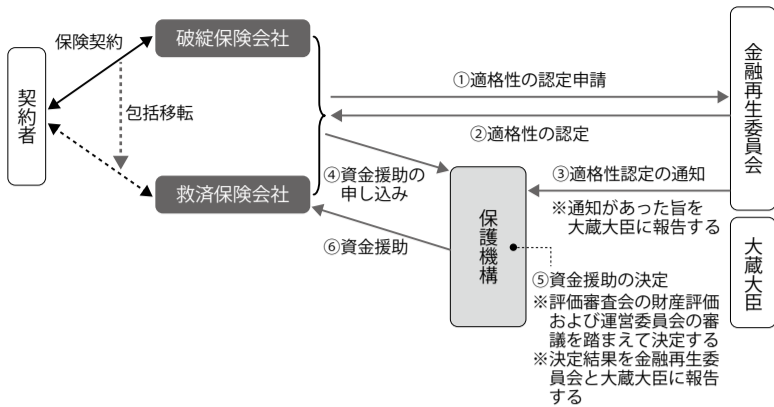
本特集では、日本損害保険協会が創立100周年にあたり刊行した「日本損害保険協会百年史」をもとに、同協会の歩みを紹介している。第12回の今回は、保険契約者のセーフティネットの創設と変遷について振り返る。

1. 保険契約者保護基金制度の創設

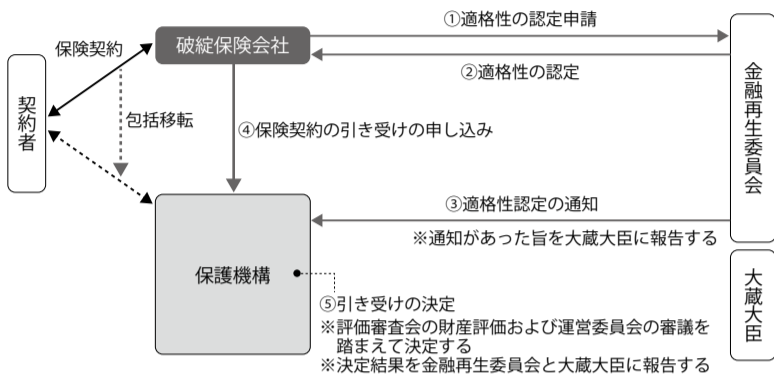
(一) 制度創設の経緯

改正保険業法(1996年4月1日施行)により、保険契約者保護基金が創設された。以前は、破綻保険会社が経営危機に陥った場合に、監督当局が...

図表1 資金援助業務の流れ



図表2 保険引受業務の流れ



図表3 見直し後の補償範囲

Table with 3 columns: Insurance Type, Insurance Amount, and Settlement Ratio. It details coverage for various insurance types like self-liability, earthquake, and fire insurance.

損保協会の創設の経緯

破綻保険会社の保険契約を継承する救済保険会社に対し資金援助を行う仕組みとして、保険契約者保護基金制度が創設された。

(2) 損害保険契約者保護基金の創設

損害保険協会は、改正保険業法の公布(1996年6月7日)を受け、損害保険契約者保護基金(以下「保護基金」といふ)の創設を進めた。

(3) 保護基金の概要

保護基金は、損害保険会社に加入が義務づけられ、救済保険会社への資金援助(図表1)に加え、救済保険会社が現れない場合でも、破綻保険会社の保険契約を同機構に引き継ぐことが可能となった(図表2)。

4. 支払保証制度の改正

(1) 損害保険業界内での見直しの検討

保護基金では、第一火災海上保険相互会社の破綻に際して救済保険会社が現れず、保護機構が引受業務を行った経験等を踏まえ、実務的見地から保険契約者保護のあり方を検討し、「損害保険会社の破綻処理の再検討について」(2002年4月25日)をまとめた。

2. 損害保険契約者保護機構の創設

(1) 損害保険契約者保護機構の創設経緯

保護基金は、救済保険会社が現れないと資金援助ができない等の課題があったため、保護基金の設立(1996年4月1日)後も保険審議会において、支払保証制度(注)の検討が進められた。

3. 損害保険会社の破綻とその対応

保護機構の設立後、損害保険業界では、第一火災海上保険相互会社の破綻(2000年5月1日)、大蔵大臣が破綻(2001年11月22日)を経験した。いずれの場合も、保護機構が関与して破綻処理を行ったが、前者は保険業法の下での破綻処理

(2) 保護機構の創設と保護基金の解散

保護機構は、全損害保険会社56社(損害保険協会員会社32社、非会員会社24社)が加入し設立

(3) 見直し後の補償範囲

改正保険業法(2006年4月1日施行)において、前記の検討経緯を踏まえた制度改正がなされ(図表3)、現在に至っている。

の注) 支払保証制度とは、保険会社が破綻した場合に、保険契約者の持つ権利を一定の範囲で保証する仕組みをいう。その方法は、保険契約を引

き継ぐ保険会社への資金援助、制度組織での保険契約の継承、制度組織が保険契約者に支払いを行う破綻保険会社に代位求償する等の多様な形態が考えられた。

され(1998年12月1日)、保護基金は解散した(同年12月31日)。

となり、損害保険協会も保険管理人の一人として、同社の保険契約の移転計画の作成等を行い、保険契約は保護機構へ移転した。一方、後者は会社更生法の下でスポンサー会社(株式会社損害保険ジャパン)に統合し保険契約を継承させ、保護機構はスポンサー会社へ資金援助を行った。

金融審議会は、金融分科会第二部会の下に保険の基本問題に関するワーキンググループを設置した(2004年5月7日)。同ワーキンググループは、検討結果を「保険契約者保護制度の見直しについて」としてまとめ、金融審議会金融分科会第二部会に報告した(2004年12月14日)。

【文責】日本損害保険協会